



海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 8 月 31 日

海老名市長

内 野



海老名市条例第25号

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（令和8年10月1日から同年12月31日までの間に支給する市長の給料月額の特例）

44 令和8年10月1日から同年12月31日までの間に支給する市長の給料月額については、第2条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

45 前項に規定する期間に市長に支給する第3条の地域手当の額及び第6条の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第2条第1号に規定する給料月額とする。

（令和8年10月1日から同年12月31日までの間に支給する副市長の給料月額の特例）

46 令和8年10月1日から同年12月31日までの間に支給する副市長の給料月額については、第2条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10（経済環境部を所管する副市長にあつては、100分の30）を乗じて得た額を減じた額とする。

47 前項に規定する期間に副市長に支給する第3条の地域手当の額及び第6条の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第2条第2号に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

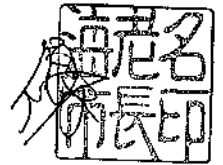


海老名市立障がい者地域活動センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 8 月 31日

海老名市長

内 野



海老名市条例第26号

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例の一部を改正する条例

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例（令和８年条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和９年１月１日」を「公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

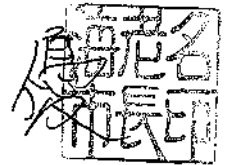


海老名市立障がい者地域活動センター設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 8 月 31 日

海老名市長

好 野



海老名市規則第 34 号

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例施行規則（令和 8 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 9 年 1 月 1 日」を「条例の施行の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



海老名市告示第 188 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定により、別紙のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において
令和 8 年 9 月 1 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は縦覧できません。）

令和 8 年 8 月 31 日

海老名市長

内 野

優



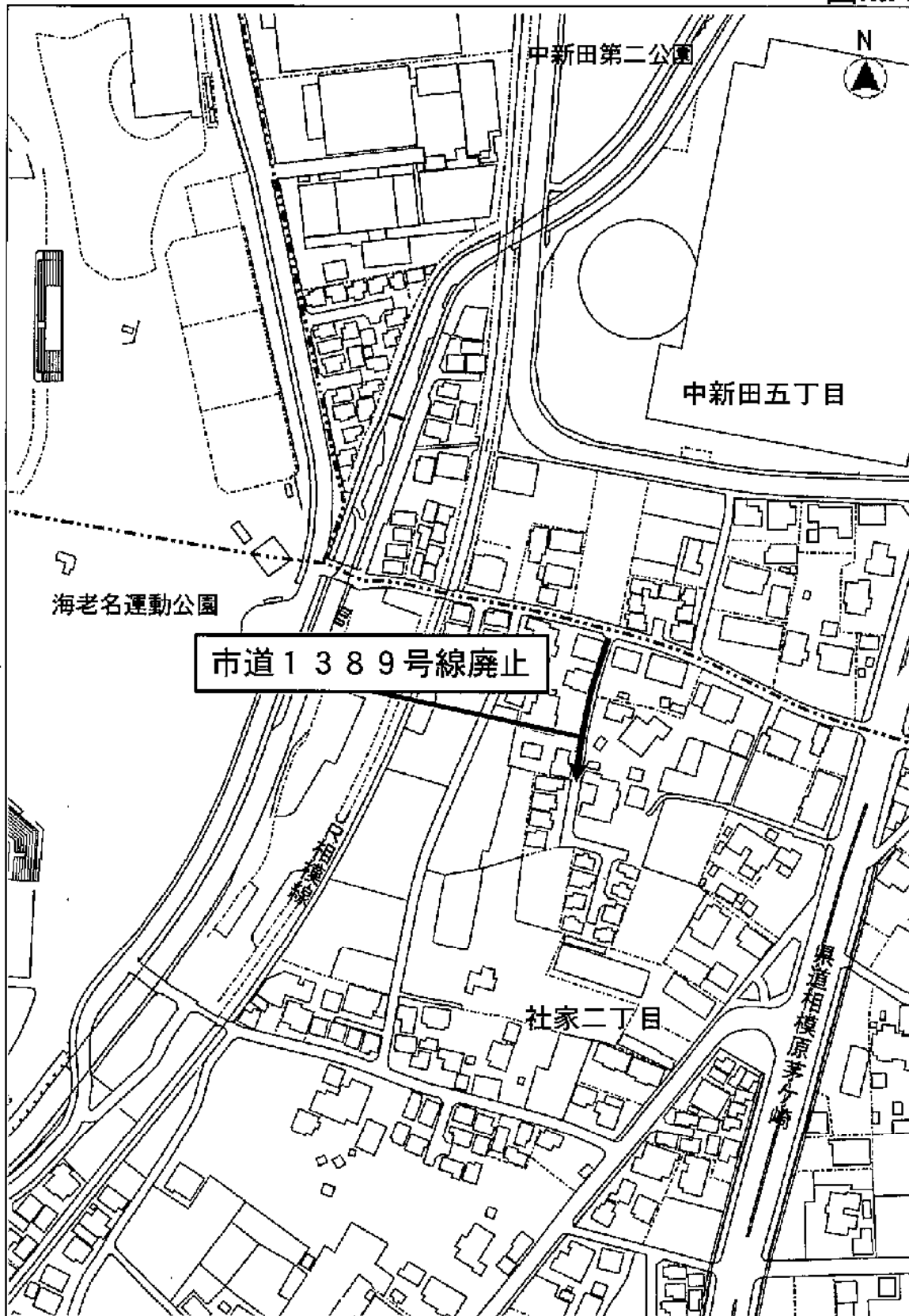
【別紙】

市道の路線廃止

図No	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	1 3 8 9	社家二丁目4010番1地先	1.80	66.70
		}	}	
		社家二丁目3954番1地先	7.93	
2	2 0 2 4	河原口四丁目757番1地先	3.85	39.70
		}		
		河原口四丁目697番1地先		

案内図

図No.1



案内図

図No.2





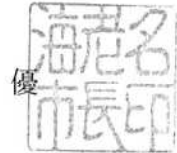
海老名市告示第 189 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において
令和 8 年 9 月 1 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は縦覧できません。）

令和 8 年 8 月 31 日

海老名市長 内 野

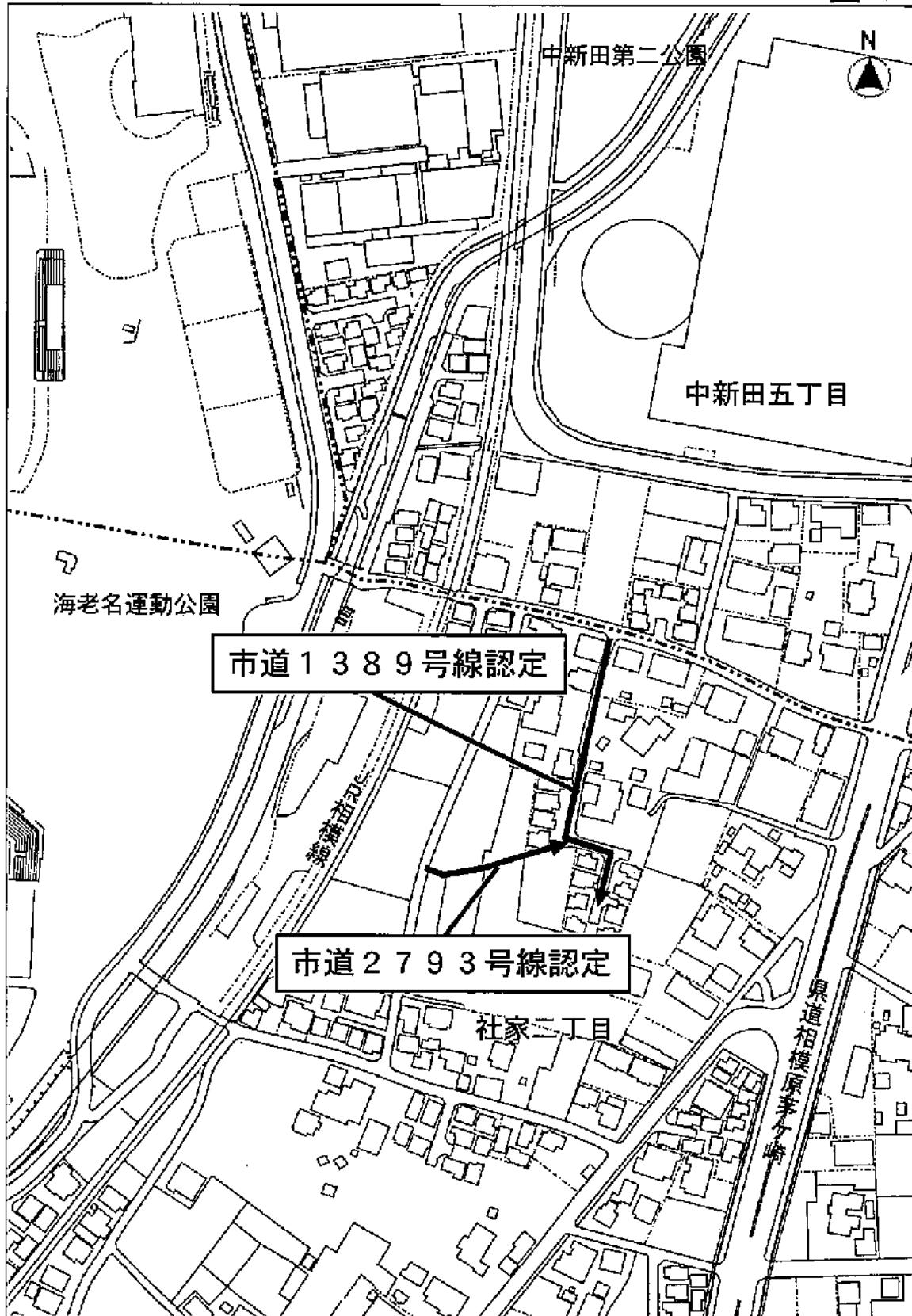


市道の路線認定

区No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	1 3 8 9	社家二丁目4010番1地先	1. 80	137. 02
		}	}	
	2 7 9 3	社家二丁目3978番9地先	9. 28	66. 20
		社家二丁目3994番1地先	4. 50	
2	2 7 9 4	}	}	21. 00
		社家二丁目4002番5地先	11. 93	
		杉久保北二丁目1120番 1	6. 00	
		}	}	
2	2 7 9 4	杉久保北二丁目1120番18	10. 07	21. 00

案内図

図No.1



案内図

図No.2



海老名市告示第 190 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市道の路線区域を決定する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 9 月 1 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

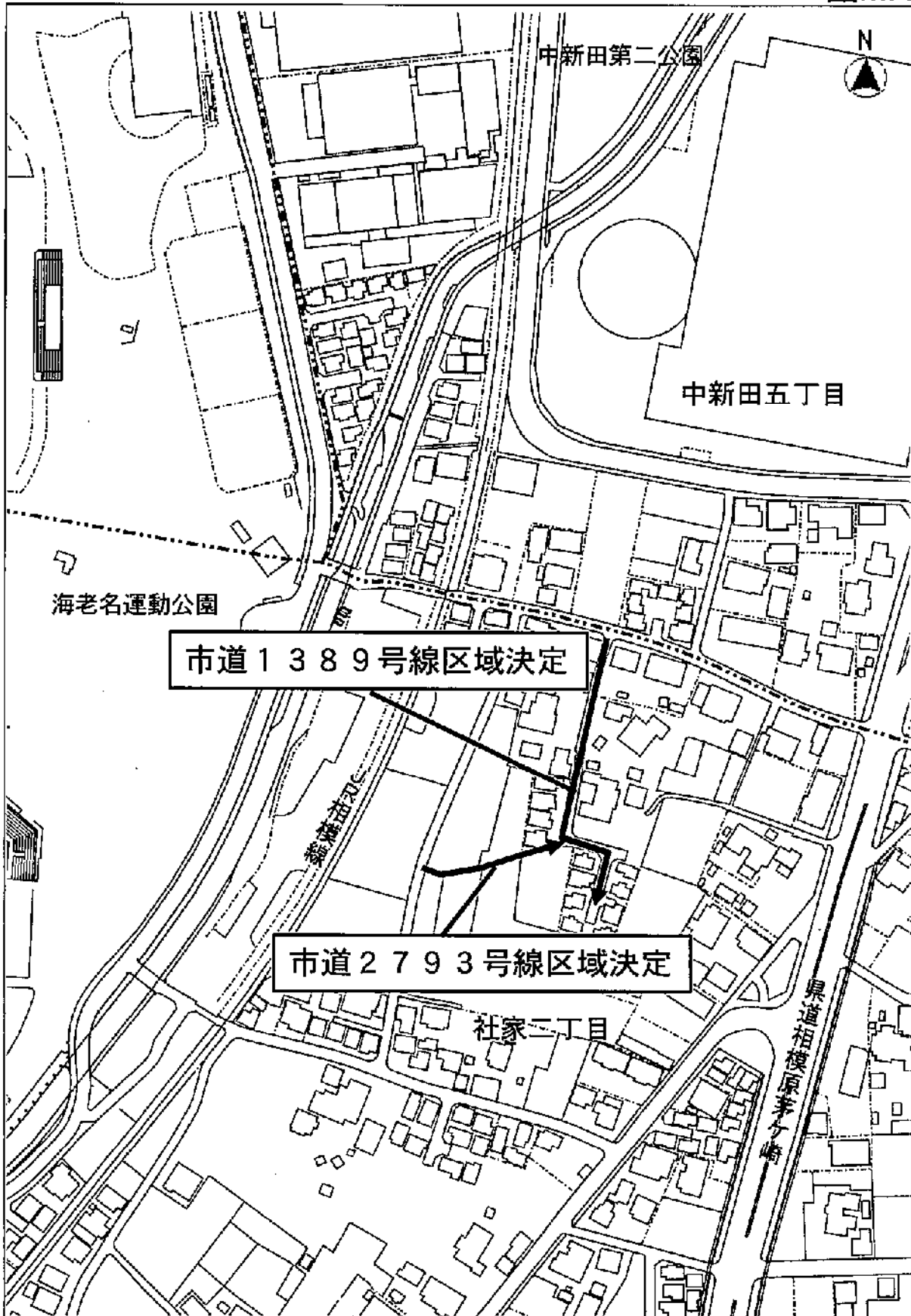
令和 8 年 8 月 31 日

海老名市長 内 野



案内図

図No.1



案内図

図No.2



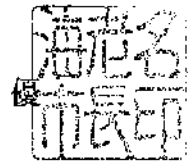
海老名市告示第 191 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市道の路線の供用を令和 8 年 9 月 1 日より開始する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 9 月 1 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

令和 8 年 8 月 31 日

海老名市長 内 野

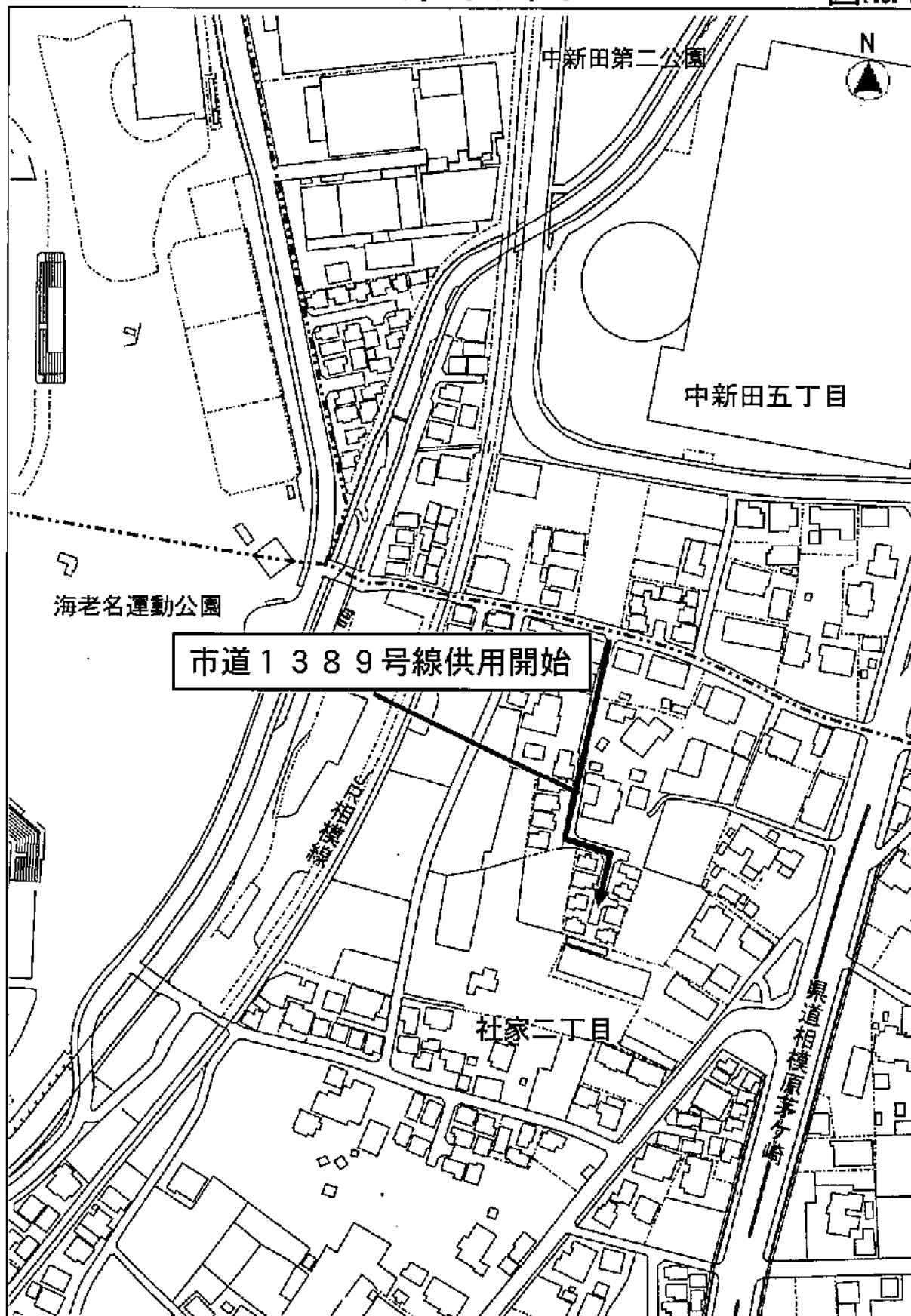


供用開始

図No	路線名	起点／終点	幅員(㎡)	延長(㎡)
1	1 3 8 9	社家二丁目4010番1地先	1.80	137.02
		}	5	
		社家二丁目3978番9地先	9.28	
2	2 7 9 4	杉久保北二丁目1120番 1	6.00	21.00
		}	5	
		杉久保北二丁目1120番18	10.07	

案内図

図No. 1



案内図

図No.2

